平成２７年（フ）第１６９号
神奈川県座間市立野台１丁目13番16号
債務者　志賀　邦男
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７０号
神奈川県座間市立野台１丁目13番16号
債務者　志賀はるみ
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０４号
相模原市中央区相模原３丁目８番22号　ルネスＳＫ303
債務者　今井　俊之
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０５号
相模原市南区鵜野森１丁目28番７号　Ｃ３－102
債務者　古川　圭治
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０７号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番３－803号
債務者　小関　博正
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０９号
相模原市南区相南１丁目17番２号　坪井荘206
債務者　平松　大志
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２１４号
相模原市中央区中央３丁目10番16号　ノーブルニッセイ305号
債務者　名越　英雄
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８８号
静岡県三島市西本町６番２号
債務者　市野　善博
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２３６０号
大阪府門真市浜町６番７号　錦水荘１号
債務者　関口　全教
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２９号
大阪市東淀川区西淡路５丁目８番16号　プルシャン西淡路203号
債務者　峰山　計江
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６３号
大阪市此花区高見１丁目５番41－211号
債務者　澤田　真弓（旧姓下谷）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６８号
大阪府枚方市東中振１丁目56番９号、前住所大阪府枚方市伊加賀西町31番６－203号
債務者　福田　勝美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１０号
大阪府枚方市渚西１丁目５番11－202号、前住所大阪府枚方市渚西１丁目７番１号
債務者　中村　竜一
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９号
大阪府富田林市藤沢台３丁目10番８号－109
債務者　久松　呂嘉
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５０７号
堺市中区深井東町3129番地１　セントポーリア奥田北館2006号
債務者　髙田　由貴
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
堺市中区福田762番地５　コンフォルト福田307号
債務者　塩見　緑沙（旧姓梅本）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
大阪府富田林市加太２丁目10番９号－101、前住所堺市南区高倉台１丁３番２－1009号
債務者　宮前　勝治
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係